

農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想

平成26年9月30日

鶴岡市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・ 2 P
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・ 7 P
1. 農業経営の基本的指標	・・・ 7 P
2. 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	・・・ 8 P
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	・・・ 8 P
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	・・・ 8 P
2. その他農用地の利用関係の改善に関する目標	・・・ 9 P
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・ 10 P
1. 利用権設定等促進事業に関する事項	・・・ 11 P
2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	・・・ 16 P
3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・ 16 P
4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	・・・ 18 P
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	・・・ 19 P
6. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・・・ 20 P
第5 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項	・・・ 21 P
1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	・・・ 21 P
2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	・・・ 21 P
3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	・・・ 21 P
第6 その他	・・・ 25 P
別記1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標	・・・ 26 P
別紙1 (第4の1 (1) ⑥関係)	・・・ 30 P
別紙2 (第4の1 (2) 関係)	・・・ 31 P

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(本市の農業の現状)

- 1 鶴岡市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に位置し、平成17年10月1日に旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧榎引町、旧朝日村、旧温海町の6市町村が合併し、面積が約1,311k㎡、人口14万2千人余りの新鶴岡市として発足した。(平成26年3月31日現在、人口133,831人)

鶴岡市の地勢は、北部に庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流し、東部から南部にかけて出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西部は日本海に面し、日本三大砂丘である庄内砂丘が連なり、美しく爽り豊かな自然に恵まれ、平野部、中山間部、海岸部と変化に富んだ地形を有している。

鶴岡市の農業は、恵まれた気候・風土と先人の弛まぬ努力と研鑽により技術の進歩を重ね、庄内米に代表される全国有数で安全・安心な食料生産基地として発展し、また、他の産業の発展も導きつつ、人々の暮らしを支え、様々な文化資源や特性を生み出すなど地域の精神基盤になっている。

さらには、農産物の生産による所得及び就業機会の確保をはじめ、地域の食品・機械・流通産業等、他産業に及ぼす波及効果も大きく、地域経済を支える重要な産業と位置付けられている。

農業生産基盤整備については、昭和39年度に開始された国営及び国営附帯県営かんがい排水事業により、平野部において幹線用水路の整備はほぼ完了し、現在、赤川二期地区国営事業によって、老朽化が著しい施設の改修等が行われている。かんがい排水施設の整備と並行して、県営ほ場整備事業や団体営ほ場整備事業を実施したことにより、現在の水田の圃場整備率は85.8%となっている。また、中山間地域における農業生産基盤と住環境の一体的、総合的な整備を実現するため、中山間地域総合整備事業等を導入して、近代化施設の導入と併せ、生産性の高い水田農業の確立を図っている。

また、生産調整を契機とした大豆・そば等の畑作物の導入や、「だだちや豆」に代表される枝豆・ねぎ・なす等の野菜、花き及びおうとう・庄内柿・なし等果樹等の園芸作物の産地化を進めており、今後とも、排水対策の強化など生産条件の整備を図るための水田畑地化基盤整備事業の積極的な導入を促進していく。

畑地については、鶴岡地域の砂丘地の開発や羽黒・榎引地域にまたがる月山山麓の開発が行われており、メロン・アスパラガス等の野菜、花き、葉たばこ等工芸農作物等の生産が行われている。

一方、羽黒・榎引及び鶴岡地域の丘陵地帯においては樹園地が広がり、厳しい産地間競争の中で面積が減少している庄内柿をはじめ、和なし・洋なし・おうとう・ブルーベリー等の果樹による複合経営が行われている。

また、朝日及び温海地域等の中山間地域においては、そば、山菜・山ぶどう・赤かぶ・菌茸・アスパラガス等、様々な地域特産物の生産振興による所得の確保を図っており、水稻を基幹としながら、これらの畑作、園芸作物及び畜産も含め複合化を推進している。

農業をめぐる情勢は、基幹作物である米の消費量は年々減少し、生産調整の強化とともに米価も低迷傾向が続き、水田を主体とする本市の農業経営については年々逼迫の度を増してきている。特に、米価の低迷は、水田農業を基幹産業とする本市において、農業経営の根幹に関わる非常に大きな問題として捉えている。また、これまで地域農業を支えてきた昭和一桁世代のリタイアが進んでいることから、農家数の減少や農業就業者の高齢化も進行し、特に中山間地域を中心に担い手不足や農地の遊休化等の問題が深刻化している。さらには、消費者の安全・安心な食料への関心の高まりなど消費者ニーズ・市場ニーズは多様化・高度化してきている。

今後とも広く市民の理解を得ながら農業・農村の持つ多面的な機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保に努め、環境にも配慮した農業生産構造を推進し安全で安心な農産物を生産するとともに、農産物等の地域資源を活用した6次産業化など様々な取り組みを地域ぐるみで進め、農業・農村の振興を図っていく必要がある。

(本市の農業構造)

2 本市では、昭和46年から市街地北側に造成された鶴岡中央工業団地を始めとして合併旧市町村においても工業団地の造成・企業誘致が積極的に進められ、進出した企業や市内の商工業への恒常的勤務による安定的兼業農家が増加した一方で、農家数は減少の一途を辿ってきた。

平成22年における総農家数は5,651戸で、販売農家数については4,538戸(うち専業農家577戸、第1種兼業農家1,187戸、第2種兼業農家2,774戸)となっている。その平均経営面積は3.2haであり、また5ha以上の経営規模の農家数はその19.4%を占めている。一方、平成2年においては、総農家数8,609戸、販売農家数7,641戸(うち専業農家506戸、第1種兼業農家2,722戸、第2種兼業農家4,413戸)であり、その平均経営面積は2.3haである。また5ha以上の経営規模の農家数はその7.3%を占めている。

上記20年間で、総農家数において34.4%、販売農家数においては40.6%と激減している。

一方、専業農家数については14%増加しており、その販売農家数に占める割合についても、平成2年では6.6%であったものが、平成22年では12.7%となっている。また、販売農家の平均経営面積については39.0%増の3.2haであり、県平均の2.2haを上回っている。

このことから、兼業農家の専門化が進んでいることや、5ha以上の農家数は増加傾向にあることがわかり、全体的には規模拡大を志向する農家への農地の利用集積が着実に進んでいると言える。

農業就業人口においては、20年間で35.0%減少し、相対的に平成22年における農業従事者に占める60歳以上の高齢者の比率が市全体平均で67.5%を超え、特に中山間地域である朝日・温海地域においては、それぞれ77.2%、78.6%を占めるなど、農業従事者の減少・高齢化が著しく進行している。

担い手の中心となる認定農業者については、市全体で、平成26年3月末現在で1,597経営体を数え、これは販売農家(4,538戸)の35.2%を占め、全国的にもトップレベルの位置にある。一方、地域別にみると、鶴岡地域750経営体(47.0%)、藤島地域327経営体(20.4%)、羽黒地域270営体(16.9%)、櫛引地域179経営体(11.2%)、中山間地域の朝日地域49経営体(3.1%)及び温海地域が22経営体(1.4%)であり、平野部においては一定の確保がなされているものの、中山間地域においては十分に確保されていない状況にある。

また、認定農業者の経営耕地面積(所有権及び賃貸借権(農作業受委託面積は除く))は11,500.2haとなっている。内訳としては、自作農地が6,837.2ha(59.2%)、小作農地が4,713.0ha(40.8%)であり、販売農家の経営耕地面積の70.1%を占め、小作農地の拡大を中心に経営規模の拡大が図られている。

これらのことから、農家数の減少と規模拡大志向農家への農地流動化が進展し、規模の大きな経営の育成が進んでいることがわかる。

今後は、農業就業者の著しい高齢化などによる離農農地が増加していくことが想定され、農業者の自発的な話し合いを通じて効率的な農業経営を構築するため、人・農地プランの策定・実践を積極的

に推進し、農地中間管理事業を活用すること等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進め、積極的な育成を図る必要がある。

(経営体育成の必要性)

3 人口の減少や高齢化により、国内の消費市場の縮小が予想される中、農業をめぐっては、食の安全・安心への関心の高まり、食生活の多様化、担い手の減少や高齢化等が見込まれる中で、本市農業・農村の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を発掘・育成していくことが必要である。この場合の経営は、規模や作目・品種構成の面において、地域ごとの気象条件や土地条件に適合した安定的なものであるとともに、その産品が大消費地、県内あるいは地場等の多様な市場の中において安定的な販路を確保できるものである必要がある。

さらに、農産加工や産地直売、食品製造業者等と連携した新商品開発など農業を起点とする多様な経営に取り組むことが重要である。このような効率のかつ安定的な農業経営が各地で多数展開され、本市農業が魅力ある産業として確立されることが農業を支える人材を確保していく上でも極めて重要な意味をもつものである。

米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金や、米、畑作物の収入減少緩和対策の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されることを踏まえ、認定農業者等への誘導が必要となる。

また、平野部に比べて、担い手の急激な減少や耕作面積の減少等の問題が顕著に現れてきている中山間地域については、温海地域における、あつみ農地保全組合を参考としながら、集落営農等の組織化や法人化を促進することにより、引き続き農業生産活動を継続し、農業・農村の多面的機能の維持を図る必要がある。

(経営体育成の方向)

4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を発揮した農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。尚、平野部と比べ営農条件の不利な中山間地域の担い手に対しては、数値目標等十分配慮のうえ同様の措置を講ずることとする。

また、人・農地プランの作成を通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図ることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保の目標

地域の立地条件や農業生産条件等に配慮したうえで、農業経営において地域の他産業従事者並の年間総労働時間（専門的農業従事者1人当たり概ね1,900時間）で他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得（専門的農業従事者1人当たりの年間農業所得概ね400万円）を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

本市の新規就農者数は、近年20名程度で推移してきたが、平成25年度は31人となり、現在の調査方法となった昭和60年以降で最多となった。

こうした中、政府が掲げる40代以下の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本市農業の持続的な発展に向け、新規就農者数の目標を30人とし、目標達成に向けて、就農段階に応じたきめ細かな支援策を推進する。

また、農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、年間総労働時間を専門的農業従事者1人あたり1,200時間とし、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、(1)で定める農業所得(専門的農業従事者1人あたり概ね400万円)の5割以上を目標とする。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営と多様な担い手の育成・確保

ア 意欲ある認定農業者及び先進的な取組みを進める農業者の安定的な育成・確保

地域農業のリーダーである認定農業者を志向する農業者に対して、経営改善推進指導マネージャーによる農業経営改善計画の作成支援、既存認定農業者の経営向上とフォローアップなどを行い、その認定に向けた取り組みや各種制度活用を支援し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

イ 次代を担う農業後継者の育成と、U・I・Jターンなどによる新たな就農者の確保

農業就業者の高齢化やリタイアが進行し、今後ともその傾向は続くと思込まれることから、次代を担う農業後継者の育成・安定確保を図る。農家出身者が家業を継ぐという場合だけでなく、農業を自らの職業として目指したいという強い意志を有する就農者も近年見受けられるようになったことから、新規学卒者やU・I・Jターン者などの受入体制を整えるとともに、就農時の段階に応じた支援を行う。

ウ 集落営農組織の育成と農業経営の法人化

農業従事者の高齢化と担い手不足が特に深刻になっている中山間地域を中心に、地域住民と一緒に現状と課題を整理しながら集落営農の具体的推進を図る。そのため、特に高齢者や女性、兼業農家等の多様な農業者が地域の中でそれぞれ重要な役割を担ってもらい、集落の活動や生産活動への積極的に参加してもらえる場づくりを進める。また、地域リーダーの育成を含め地域の実情にあった集落営農の自立的な組織化や推進体制の確立を推進する。

また、現在既に集落営農の組織化を達成した集落については、農地の利用集積や作業の効率化、雇用の確保などを考えた場合、法人化が課題解決に向けた有効な選択肢であることから、地域の特性にあった、法人化を目指す組織に対してアドバイザーの派遣など、きめ細やかな対応を行い、法人化の動きをバックアップしていく。

(分野別推進方向)

5 これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、鶴岡市水田フル活用ビジョンに基づく水田の維持活用等、作物振興を図りながら以下の施策を重点的に推進する。

(1) 認定農業者の育成・確保については、経営改善計画の着実な達成に向けて、農業経営改善指導マネージャーを設置し、個別課題に対応した指導・助言を行うとともに、各種事業や制度資金等による支援を行う。

また、新規就農者については、関係機関と連携しながら、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、新規就農アドバイザーなどによる個別指導を通して、安定経営の確立、就農定着を目指す。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、鶴岡市農業振興協議会を中心に、農業委員会、農業協同組合、県農業技術普及課等の緊密な連携のもとに支援する。

(2) 稲作については、次の取り組みを行う。

ア 生産工程管理（GAP）などの取組み、有機栽培・特別栽培拡大など、安全・安心・良食味米生産を推進する。

イ 粗植栽培、直播栽培、農地集積、機械設備の共同化、乾燥調製施設の活用など低コスト化を図りながら複合生産を進め経営の安定化を図る。

ウ 需要動向や消費者の購買嗜好などの状況を調査しながら、需要を意識した米づくりを推進する。

エ 県のつや姫ブランド化戦略と並行して、生産者の意欲喚起や販売拡大に結びつける「つや姫の里」推進運動を支援する。

(3) 大豆、そば等については、転作田の団地化を積極的に推進し、併せて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び育成すべき集落営農組織等による農作業受託等を支援し、省力低コスト化を推進することにより、これらの経営の発展を図る。

(4) 果樹、野菜、花き等の園芸作物については、次の取り組みを行う。

ア だだちゃ豆、砂丘メロン、庄内柿など鶴岡ブランドの維持・強化と新たな品目の産地化、ブランド化を進める。

イ 園芸施設等の長寿命化支援制度などを活用して、産地形成に向けた生産基盤の整備を促進する。

ウ 低木樹種導入などの高齢化対応や高齢者の卓越した技術を伝承しながら新規就農者が活躍できる環境づくりを行う。

エ 機能性研究や新商品開発、販路拡大など、園芸の付加価値を高める農商工観連携、産学官連携を推進する。

オ 数多く栽培されている在来作物の保存継承と、機能性や食べ方提案などを通じた付加価値により生産振興とブランド化を進める。

(5) 畜産については、次の取り組みを行う。

- ア 優良種導入支援事業や公共牧場の積極的な利用、耕種農家との連携により足腰の強い畜産を振興する。
- イ 畜産資源を活かして、加工やレストラン等連携、グリーン・ツーリズムなどの付加価値を取込み新たなビジネスモデルの構築を推進する。
- ウ 畜産経営を希望する若手生産者もいることから、周辺集落への環境対策に配慮した団地形成について支援する。
- エ 鳥インフルエンザや口蹄疫などの発生防止と発生時の対応について、万全の対策を図る。

(6) 中山間地域にあつては、次の取り組みを行う。

- ア 中山間の地域資源を有効活用した生産振興と小ロット農産物の加工、販売拡大を促進する。
- イ 中山間地域等直接支払制度の活用や地域営農システムの構築を検討のうえ、担い手の育成確保と集落営農の推進を図る。
- ウ 放任果樹の伐採支援、電気柵などの機器導入支援、猟友会への会員確保のための支援などを行い有害鳥獣による被害防止を図る。

(7) 環境型農業については、次の取り組みを行う。

- ア 安全・安心を求める消費者ニーズに応えるため有機・特別栽培の生産拡大を図るとともに、市の認定・認証制度を活用するなど有利販売の実現を図る。
- イ 堆肥の地域内流通システム検討による有機性堆肥の安定確保と散布組織の育成、散布機導入支援などによる共同散布体制の確立を図る。
- ウ 堆肥活用、廃食油BDF精製、木質バイオマスや太陽光、水力などの資源を活用した環境負荷の少ない資源循環型農業の促進を図る。

(8) 農業の6次産業化の推進については、次の取り組みを行う。

- ア 多様な取組みがある農業の6次産業化の方向性を探り、体系化を図る調査、実証事業を推進する。
- イ 農産加工や商工観との連携に意欲的な農業者の6次産業化を積極的に支援する。
- ウ 農業分野の高度な知識と技術を有する大学や研究機関との連携による農産物の高付加価値化を推進する。
- エ 多彩なアイデアを検討し、生産者が食品製造業者、小売業者、産直施設、料理人、通販業者などと連携して、人と農産物が双方向に動く仕組みづくりを推進する。
- オ 鶴岡シルクタウンプロジェクトにより鶴岡養蚕、絹文化の継承を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営体の指標として、鶴岡市におい

て現に成立している優良な経営の事例及び「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を踏まえつつ、鶴岡市における主要な営農類型についてこれを示すと別記1のとおりである。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業を目指す必要があることから、1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ、農業所得についてはその5割程度の水準として設定している。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地に占める経営耕地面積率のシェアの目標については、平成26年3月末現在で、担い手（認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の計）の経営面積が農用地面積に占める割合（利用集積率）は全市で64.5%となっており、全体として集積は進んでいる。しかし、地域別に見ると、平野部においては鶴岡地域の82.6%を筆頭に、藤島地域の71.7%、羽黒地域の53.6%、楡引地域の46.4%となる一方、中山間地域においては朝日地域で61.2%となるものの、温海地域においては22.8%に留まり、平野部と中山間部での格差が大きくなっている。

今後とも農業就業者の高齢化の進行や農家における世代交代もある程度進むと推察されることから、潜在的な農用地の流動化面積の増加が見込まれ、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標を平野部と中山間地域に区分をして目標を設定する。

また、生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要である。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業をはじめ、利用権設定等促進事業及び農地利用集積円滑化事業等による農用地の面的集積を促進するものとする。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

対象地域	シェア目標	対象面積
平野部（鶴岡地域、藤島地域、羽黒地域、楡引地域）	80%	耕地面積 16,878ha シェア面積 13,502ha
中山間部（朝日地域、温海地域）	50%	耕地面積 1,718ha シェア面積 859ha

※ 耕地面積については、平成26年3月末現在の鶴岡市農業振興地域整備計画の農業振興地域内の農用地面積を適用した。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作目については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェア目標である。
- 2 目標年次は概ね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の農用地は、平成22年度現在水田が90%を占め、畑が6%、樹園地が4%となっている。

本市の水田については、ほとんど圃場整備事業が完了しており、転作を契機として水稲を中心に大豆・枝豆・ねぎ等の野菜、花き等の作付けをおこなっている。近年、農業就業人口の減少と高齢化の進行及び収益性の高い作物への労働力の集中等により、土地利用率が低下しており、特に、生産条件の厳しい中山間地域を中心に不作付地(自己保全管理)や耕作放棄地が増加する傾向にある。

また、鶴岡地域の砂丘地帯においても後作利用の低下や不耕作地が増加し、羽黒地域や櫛引地域の普通畑・果樹地帯においても同様に不耕作地や放任樹園地が増加し、市全体の農地利用率は96.2%となっている。

本市の営農活動は、家族労働力を中心とした個別経営が主体であり、認定農業者の経営面積は増加しているものの、農用地の分散化により必ずしも規模拡大のメリットが発揮されていない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市では、今後10年間で、これまで地域農業を支えてきた高齢農業者のリタイアが一層進むことから農地の貸付等の意向が強まることが見込まれる一方、受け手となる担い手農家においては、収益性の低迷や労働力の確保が困難であることなどにより、農用地の利用集積が進まず、耕作放棄地の拡大が懸念される。

地域全体の農業の生産額を高めるためには、優良農地の確保を図るとともに、粗放的栽培や不作付地を解消し、地域の農用地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の確保を図るための面的利用集積を図る必要がある。

このため、引き続き意欲ある認定農業者等の個別経営の安定化を図りながら、農地中間管理事業、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体の機能を活用し、担い手への面的利用集積を図るとともに、中山間地域においては、集落営農の組織化の一層の促進を図ることにより、担い手の育成と農地の有効利用を促進する。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針並びに関係機関及び関係団体との連携等

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、鶴岡市農業振興協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、担い手への面的利用集積を図る。中山間地域においては、集落営農及び農地受託組合の組織化の一層の促進を図る取り組みが効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者の集落営農の組織化に対する意識や組織化に向けた活動の進捗状況等を把握・検証し、必要に

応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、鶴岡市農業振興協議会の下に専門部会を設置する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

鶴岡市においては、現に成立している優良な経営の事例及び山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえつつ、鶴岡市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

鶴岡市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、以下に掲げる地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、鶴岡市全域を対象とし、地域の重点的に実施する事業と連携して積極的な取り組みを進め、面的集積が図られるよう努めるものとする。

ア 平野部（鶴岡地域の一部、藤島地域、羽黒地域の一部、櫛引地域の一部）

本市の平野部は、鶴岡市農業の中心地であり、平坦地のほとんどを占める水田は、ほぼ基盤整備が完了し、水稲についてはカントリーエレベーター及びライスセンターを含めた機械化一貫体系による高能率な生産体制が確立されている。これらの地域については、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業を活用し、経営規模の拡大や農地の面的集積を進め、認定農業者および認定農業者を中心とした生産組織による農作業の共同化や受委託の促進とともに併せて低コスト稲作生産の推進を図る。

特に、鶴岡市西郷北部地区においては、平成 21 年度から県営ほ場整備事業（経営体育成基盤整備事業）が実施されており、ほ場の区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件化で効率的な生産が行えるよう努める。

また、転作については水田畑地化基盤整備事業を活用し、大豆や枝豆等の土地利用型作物の集団化・団地化を促進するとともに、併せて地域の特性や農業者の経営方針等を踏まえて収益性の

高い作目や簡易ハウス等活用した野菜・花き・果樹及び畜産等の複合部門の拡充を図ることにより複合経営を積極的に推進する。

イ 中山間地域（鶴岡地域の一部、羽黒地域の一部、榎引地域の一部、朝日地域、温海地域）

中山間地域においては、農作業の機械化体系に合わせたほ場・農道・水路等の再整備を進め、効率的な生産基盤の条件整備を図るとともに、併せて、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活性化することによって、耕地面積の増大に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度について啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みようよう指導・助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は農業生産法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて。）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年 法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権設定等を受け、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項第6号に定める利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件の全てを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行なうと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行なう耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会及び同法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本方針」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア. 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ. 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ. 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 鶴岡市農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、認定農業者若しくは新規就農者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定新規就農者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業区域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の②に規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法。）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件、賃借権又は使用貸借権の設定を受けた者は、毎年、当該農用地の利用状況を市長に報告すること、農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者、原状回復の費用の負担者、原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置、賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め、この他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

なお、市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸借又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除を行わないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないとき。

③ 市は、②の規定による取消しを行ったときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 市が、③の規定による公告を行ったときは、②の規定による農用地利用集積計画の取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、市全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行なうものとする。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行なうものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1から数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする

る。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積を図るものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要と認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとする者が、農用地利用改善事業の実施に関し、県庄内総合支庁農業技術普及課(以下「県農業技術普及課」という。)、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(公益財団法人やまがた農業支援センター)、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、鶴岡市農業振興協議会との連携を図りつつ、これらの関係する機関団体が一体となって総合的かつ重点的な支援協力が行われるように努めるものとする。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進 措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むべく、県農業技術普及課における農業経営体支援講座や生産・経営改善の指導等の積極的な活用を推進する。また、青年の新規就農者の増加に向け、次の取り組みを進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

山形県青年農業者等育成センターや県農業技術普及課、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合等と連携しながら、新規就農者に関する情報共有を行うとともに、就農希望者に対して、市ホームページ等による情報発信を行う。また、県外在住者への就農情報の積極的な提供により、UIJ ターンによる新規参入の増加を図るとともに、地域の農業後継者の確保に向け、庄内農業高等学校、山形県農業大学校及び山形大学農学部などの関係機関とも連携を図りながら、新規学卒者の就農を積極的に推進していく。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

市が策定する人・農地プランに地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へ導く。また、アドバイザー等による巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展のための各種講座の開催等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、

認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については山形県青年農業者等育成センターを中心として、関係機関が連携して取り組むものとする。技術や経営ノウハウ等の習得については山形県農業大学校、県農業技術普及課、育成センター、その他県が認める研修機関等が実施する。また、就農後のフォローアップについては、鶴岡市、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合及び技術力に優れた認定農業者や指導農業者、青年農業者等が担い、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構を中心として行うなど、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 基盤整備については、現在実施している水田畑地化基盤整備事業により畑作・野菜等の団地化と排水対策等の条件整備を進め、土地利用の見直しを通じての農用地の利用集積、とりわけ面的集積を促進し、さらには既存のカントリーエレベーター及びライスセンター等の利用拡大を推進する。その他の農作業の受委託等も含めて効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が、経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、食料の需給率の向上に向けた取り組みの積極的な推進により、つるおかアグリプラン及び鶴岡水田フル活用ビジョンに掲げる売れる米づくりの推進や担い手の育成、畑作・野菜・花き及び果樹及び畜産等の複合経営による生産性の高い水田農業の確立を図る。

ウ 市は、農業集落排水事業の実施等を促進し、併せて農地・水保全管理支払対策の推進により、快適な農村環境の維持・保全による定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

エ 市は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、こ

のような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引受け能力を高め、さらなる経営改善をめざしていくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には①従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、②地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、③農用地の出し手や受け手との情報交換、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たすものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行なわれている農用地の存する区域を除く。）を除いた市全域を対象として行うことを基本とする。

② 市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、集落単位とするなど担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、市の区域のうち、農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、市が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

本市における農用地の利用集積については、人・農地プランをその基礎とし、地域における合意形成に基づき、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業を活用し、農地集積を進めていくものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

当該事業により貸付等を行うことができる相手方（農業生産法人以外の法人等については貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地中間管理機構を、貸付等を行う相手方とすることができる

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 当該事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないこととする。
- ② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。
- ③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等勘案して定めるものとする。
- ② 農用地等の借賃については、農地法 52 条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

- ① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県、県農業会議、鶴岡市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。
- ② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。
- ③ 農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、関係機関・団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努めるものとする。

(7) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年法律第34号。以下「農林水産省令」という。）第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、承認を得るものとする。
- ② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が次に掲げる要件を満たすときは、①の承認を行うものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施区域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施区域と重複することにより、当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障を生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (イ) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - (ロ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者から、その所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ハ) 農地利用集積円滑化事業を行うにあたり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
- オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）、県農業会議、農業委員会等の関係機関・団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第 10 条第 2 号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

- ③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告を求めるものとする。
- ② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し、改善が必要であると認められるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(6) の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第 4 条第 3 項第 1 号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第 2 号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なくその旨を市の掲示板への掲示により公告する。

(9) 市による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2 に規定する区域を事業実施区域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は当該農地利用集積円滑化事業規程について 2 週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(6) の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

別記1 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標

<営農類型について>

1 営農タイプの構成

- ・ 個別経営体19類型と組織経営体5類型の24の営農タイプを作成
- ・ 組織経営体の営農タイプ: 土地利用型作物・畜産(5類型)

2 前提条件等

- ・ 基幹的農業従事者1人当たり農業所得概ね400万円程度の確保を想定して作成
- ・ 個別経営体は、基幹的農業従事者1人と雇用者による経営体を想定
(家族労働力で雇用労働時間をまかなえる場合は、支払雇用労務費も経営体の農業所得に加算される)

3 その他

- ・ 県内の主要な農作物による営農類型の実例と標準的な収量・単価に基づき試算したもの
- ・ 有機栽培等の高付加価値や農業の6次産業化等に取り組みされている場合は、この営農類型より小さい規模であっても、目標とする農業所得を確保することが可能

※ 必要に応じて適宜見直しを行うものとする

1 個別経営体の営農類型

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	生産方式(技術的要素)等
1	土地利用型専作 [水稲+大豆]	<作付面積> 水稲(はえぬき+つや姫) = 12.0 ha 大豆 = 8.0 ha <経営規模> 水田 = 20.0 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 21,136千円 農業所得 4,371千円 補助的農業従事者 2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 871千円	○米・大豆の乾燥調製は委託 ○水稲本田防除は無人ヘリ防除委託 ○環境保全型農業に取り組む
2	土地利用型専作 [水稲+大豆]	<作付面積> 水稲(主食用米) = 9.6 ha 水稲(飼料用米) = 2.4 ha 大豆 = 8.0 ha <経営規模> 水田 = 20.0 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 21,029千円 農業所得 4,049千円 補助的農業従事者 2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,079千円	○米・大豆の乾燥調製は委託 ○水稲本田防除は無人ヘリ防除委託 ○環境保全型農業に取り組む
3	果樹専作 [さくらんぼ +西洋なし +りんご]	<作付面積> さくらんぼ = 0.3 ha 西洋なし = 0.4 ha りんご = 0.5 ha <経営規模> 樹園地 = 1.2 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 13,644千円 農業所得 3,933千円 補助的農業従事者 6人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,624千円	○さくらんぼは30%、西洋なしは15%、りんごは20%が宅配等による直接販売 ○さくらんぼは全て雨除け施設導入 ○西洋なしは立木栽培 ○人工授粉実施(マメコバチ利用) ○りんごは、早生0.13ha、晩生0.38ha
4	果樹専作 [さくらんぼ+もも +りんご]	<作付面積> さくらんぼ = 0.2 ha もも = 0.4 ha りんご = 0.4 ha <経営規模> 樹園地 = 1.0 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 11,248千円 農業所得 3,919千円 補助的農業従事者 4人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,061千円	○さくらんぼとりんごが30%、ももが15%を宅配等による直接販売 ○さくらんぼは全て雨除け施設導入 ○人工授粉実施(マメコバチ利用)
5	施設野菜専作 [トマト]	<作付面積> トマト(夏秋) = 0.4 ha <経営規模> 施設用地(普通畑) = 0.6 ha (うち施設0.4ha)	基幹的農業従事者 1人 販売金額 13,160千円 農業所得 3,933千円 補助的農業従事者 3人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,065千円	○大玉トマトの夏秋どり栽培 ○環境保全型農業に取り組む ○施設導入にあたり1/3補助事業を活用
6	施設花き専作 [ばら]	<作付面積> ばら = 0.3 ha (スタンダード系、スプレー系) <経営規模> 施設用地(普通畑) = 0.5 ha (うち施設0.3ha)	基幹的農業従事者 1人 販売金額 33,116千円 農業所得 4,790千円 補助的農業従事者 6人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 4,457千円	○周年栽培(ロックウール養液栽培) ○10a当り収量、スタンダード系5.25万本、スプレー系6.0万本 ○施設導入にあたり1/3補助事業を活用

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	生産方式(技術的要素)等
7	施設花き専作 [アルストロメリア]	<作付面積> アルストロメリア = 0.3 ha <経営規模> 施設用地(水田) = 0.5 ha (うち施設0.3ha)	基幹的農業従事者 1人 販売金額 23,114千円 農業所得 4,003千円 農業所得(産地交付金含) 4,063千円 補助的農業従事者 4人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,706千円	○ヒートポンプは1/2補助事業を活用して導入 ○1/4は新規購入して 種苗更新 。
8	施設菌たけ専作 [菌床しいたけ]	<経営規模> しいたけ = 33,000 袋	基幹的農業従事者 1人 販売金額 11,319千円 農業所得 4,049千円 補助的農業従事者 2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,625千円	○培養3ヶ月、収穫6ヶ月の1サイクル9ヶ月 ○1袋当り収量目標350g、害菌ロス率2%以下
9	肥育牛専業 [黒毛和種肥育]	<経営規模> 黒毛和種肥育牛(常時飼養頭数) = 400 頭	基幹的農業従事者 1人 販売金額 190,694千円 農業所得 4,753千円 補助的農業従事者 3人(雇用) 支払雇用労務費 5,426千円	○素牛導入月齢は9ヶ月齢 ○出荷月齢は31ヶ月齢 ○枝肉格付け等級A-4以上70% ○枝肉単価1,900円/kg
10	酪農専業 [乳用牛]	<経営規模> 経産牛(常時飼養頭数) = 40 頭	基幹的農業従事者 1人 販売金額 36,925千円 農業所得 4,008千円 補助的農業従事者 2人(雇用) 支払雇用労務費 2,430千円	○家畜ふん尿発酵乾燥ハウスによる堆肥化処理・販売 ○育成牛は自家育成、公共牧場を利用 ○経産牛1頭当りの産乳量は8,500kg ○乳価は100円/kg
11	養豚専業 [養豚一貫経営]	<経営規模> 母豚常時飼養頭数 = 120 頭	基幹的農業従事者 1人 販売金額 99,780千円 農業所得 4,011千円 補助的農業従事者 1人(雇用) 支払雇用労務費 2,340千円	○子豚育成頭数は、母豚1頭当り22.9頭 ○年間分娩回数2.39回転 ○肥育豚は180日齢出荷、事故率3% ○肥育豚の生体重115kg、枝肉重量75kg、上物率60%、枝肉単価477円/kg
12	水稲+大豆 +えだまめ+庄内柿 +干し柿加工	<作付面積> 水稲(はえぬぎ) = 10.0 ha 大豆 = 6.0 ha えだまめ = 2.0 ha 庄内柿 = 2.0 ha 干し柿 = 20,000 個 <経営規模> 水田 = 18.0 ha 畑 = 2.0 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 29,580千円 農業所得 3,909千円 農業所得(産地交付金含) 3,909千円 補助的農業従事者 5人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 4,635千円	○大豆はブロックローテーション ○庄内柿は小玉果を干し柿原料に活用 ○干し柿はハウス・扇風機による自然乾燥と、ストーブ・除湿機使用による仕上げ乾燥
13	水稲+メロン +軟白ねぎ +飼料用米	<作付面積> 水稲(主食用米) = 9.0 ha メロン = 0.1 ha 軟白ねぎ = 0.2 ha 飼料用米 = 6.0 ha <経営規模> 水田(うち施設0.3ha) = 15.3 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 22,174千円 農業所得 4,052千円 農業所得(産地交付金含) 4,132千円 補助的農業従事者 3人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,680千円	○水稲育苗ハウス及びハウス早熟メロンの後作として、軟白ねぎを作付け
14	水稲+ねぎ +大豆(委託)	<作付面積> 水稲(はえぬぎ+つや姫) = 10.0 ha ねぎ = 1.0 ha 大豆(委託) = 6.0 ha <経営規模> 水田 = 17.0 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 20,732千円 農業所得 2,934千円 農業所得(産地交付金含) 4,134千円 補助的農業従事者 3人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 2,143千円	○大豆は、地域の組織へ作業委託 ○ねぎは夏秋どりと秋冬どりに栽培(チェーンポット育苗体系)
15	水稲+大豆 +ストック +トルコぎきょう	<作付面積> 水稲(はえぬぎ+つや姫) = 7.2 ha 大豆 = 4.8 ha ストック = 0.1 ha トルコぎきょう = 0.1 ha <経営規模> 水田(うち施設0.2ha) = 12.2 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 18,080千円 農業所得 3,329千円 農業所得(産地交付金含) 4,102千円 補助的農業従事者 2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 826千円	○ハウスは、水稲とストック、トルコぎきょうで年2作活用

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	生産方式(技術的要素)等
16	水稲+養豚一貫 +飼料用米	<作付面積> 水稲(主食用米) = 6.0 ha 飼料用米 = 4.0 ha <経営規模> 水田(うち施設0.1ha) = 10.0 ha 母豚常時飼養頭数 = 60 頭	基幹的農業従事者 1人 販売金額 62,911千円 農業所得 3,589千円 農業所得(産地交付金含) 4,069千円 補助的農業従事者 2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,596千円	○子豚育成頭数は、母豚1頭当り23頭 ○年間分娩回数2.4回転 ○肥育豚は180日齢出荷、事故率3% ○肥育豚の枝肉単価477円
17	水稲+そば+アスパラガス	<作付面積> 水稲 = 5.4 ha そば = 3.6 ha アスパラガス = 1.8 ha <経営規模> 水田 = 9.0 ha 畑 = 1.8 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 14,191千円 農業所得 3,882千円 農業所得(産地交付金含) 4,242千円 補助的農業従事者 3人 (家族労働力1人+ピーク時2人) 支払雇用労務費 1,301千円	○水稲は慣行栽培、機械施設は自己所有。乾燥調製はCE等を利用 ○転作田で秋そば栽培、刈取りは作業委託、乾燥調製は共同施設を利用 ○アスパラガスは普通畑で栽培し露地1期どり(春収穫) ○転作率40%
18	水稲+行者にんにく+なす	<作付面積> 水稲(はえぬき+つや姫) = 7.0 ha 行者にんにく = 0.30 ha なす = 0.20 ha <経営規模> 水田 = 7.5 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 14,596 千円 農業所得 4,197 千円 農業所得(産地交付金含) 4,347千円 補助的農業従事者 2人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 457千円	○米の乾燥調製は施設へ委託 ○行者にんにくは促成栽培、なすは露地栽培の夏秋どり ○行者にんにくは産直での直接販売(30%)とJA出荷(70%)
19	水稲+さくらんぼ+ぶどう +日本なし	<作付面積> 水稲(はえぬき+つや姫) = 2.6 ha おうとう = 0.2 ha ぶどう = 0.3 ha 日本なし = 0.3 ha <経営規模> 水田 = 2.6 ha 樹園地 = 0.8 ha	基幹的農業従事者 1人 販売金額 13,306千円 農業所得 3,994千円 農業所得(産地交付金含) 4,058千円 補助的農業従事者 6人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 1,725千円	○米の乾燥調製は共同乾燥調製施設を利用 ○さくらんぼ・ぶどうは雨除け栽培、日本なしは棚仕立て ○田植機、コンバインは共同利用 ○さくらんぼ、ぶどう、日本なしは直接販売(50%)とJA出荷(50%)

2 組織経営体の営農類型

No.	営農類型	経営規模	販売金額・農業所得等	生産方式(技術的要素)等
1	土地利用型作物 (70ha規模の組織経営体) 水稲+大豆+飼料用米 +作業受託	<作付面積> 水稲(はえぬき+つや姫) = 40.0 ha 大豆 = 20.0 ha 飼料用米 = 10.0 ha <経営規模> 水田(借地) = 70.0 ha 水稲刈取受託 = 10.0 ha 大豆刈取受託 = 10.0 ha	専従的農業従事者 4人 販売金額 80,628千円 農業所得 17,619千円 農業所得(産地交付金含) 18,819千円 補助的農業従事者 7人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 5,036千円	○水田は全て利用権設定を前提 ○農業従事者は個人経営で園芸等に取り組む ○飼料用米は、「ふくひびき」を大豆作付け後のほ場に作付けし収量確保
2	土地利用型作物 (150ha規模の組織経営体) 水稲+大豆+作業受託 +軟白ねぎ	<作付面積> 水稲(移植+直播) = 90.0 ha 大豆 = 59.5 ha 軟白ねぎ = 0.25 ha <経営規模> 水田(借地) = 150 ha 大豆刈取受託 = 20.0 ha	専従的農業従事者 6人 販売金額 159,033千円 農業所得 33,887千円 農業所得(産地交付金含) 33,987千円 補助的農業従事者 13人(雇用ピーク時) 支払雇用労務費 11,682千円	○水田は全て利用権設定を前提 ○水稲は、移植と直播 ○直播は鉄コーティング方式
3	大豆特定作業受託 +水稲 (10戸の農家が大豆作業受託組織を結成(オペレーター型))	<作付面積> 大豆作業受託 = 100.0 ha 水稲(はえぬき+コンヒカリ) = 70.0 ha <経営規模> 水田 = 170.0 ha	基幹的農業従事者(10戸計) 販売金額 170,071千円 農業所得 40,889千円 補助的農業従事者(10戸計) 支払雇用労務費 4,030千円	○構成農家は、水稲7haを個別経営し、5.0haを組織に委託 ○大豆は、員内50ha+員外50haを共同販売経理による特定作業受託 ○構成農家の基幹的労働力1人、補助労働力1人
4	黒毛和種肥育専業 (千頭単位の法人経営)	<構成・規模> 黒毛和種肥育牛(常時飼養頭数) = 1,000 頭	会社役員 3人(本人・妻・子) 販売金額 528,425千円 農業所得 24,255千円 従業員 7人(雇用) 支払雇用労務費 20,160千円	○年間出荷頭数550頭 ○素牛導入月齢は10ヶ月齢 ○出荷月齢は雌32ヶ月齢 ○枝肉格付け等級A-4以上80% ○枝肉単価1,900円 ○稲わら収集面積30ha
5	黒毛和種肥育 +水稲 (千頭単位の法人経営)	<構成・規模> 黒毛和種肥育牛(常時飼養頭数) = 1,000 頭 <作付面積> 水田 = 30.00 ha (あきたこまち+ひとめぼれ+はえぬき+べこごのみ) 主食用米 18.0 ha 飼料用米 12.0 ha	会社役員 3人(本人・妻・子) 販売金額 562,454千円 農業所得 30,586千円 従業員 8人(雇用) 支払雇用労務費 23,040千円	○年間出荷頭数550頭 ○素牛導入月齢は10ヶ月齢 ○出荷月齢は雌32ヶ月齢 ○枝肉格付け等級A-4以上80% ○枝肉単価1,900円 ○稲わら収集面積30ha ○水稲は、主食用米(18ha)と飼料用米(12ha)の直播栽培

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は 3 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その賃賃は、それを金銭に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>
③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、鶴岡市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の2に同じ。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営委託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。 この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。